

タムネット光利用規約

第1条(規約の適用)

1. タムネット光利用規約(以下「本規約」といいます。)は、インターネットサービス契約約款(以下「基本約款」といいます。)の追加規約であり、基本約款と一体となって適用されます。
2. 基本約款と本規約が抵触する場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(規約の変更)

1. 当社は、タムネット光会員(以下「会員」といいます。)と個別の協議をすることなく本規約を変更ことができ、会員は規約の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の本規約を速やかに会員に通知します。
3. 本規約が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の規約によります。

第3条(サービスの概要)

1. タムネット光で提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)が提供するIP通信網を使用して、IP通信網サービスおよびインターネット接続サービスを提供するものであり、その料金は、別途定める料金表に記載のとおりとします。
2. 本サービスはベストエフォート方式のサービスであり、通信設備や会員の利用端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、会員は了承するものとします。
3. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
4. 当社は、IP通信網サービスを利用する他の利用者に影響を及ぼす程度の高トラフィックを伴う利用を発見した場合は、当該会員の利用を制限することがあります。
5. 本サービスの提供終了はNTT 西日本がサービスを終了するときとします。ただし、本サービス提供期間内であっても、事情により予告なく提供期間を短縮し、または提供を終了する場合があります。

第4条(契約の単位)

当社は、本サービスにかかる契約に基づいて、会員が利用する電気通信回線(以下「契約者回線」といいます。)1回線ごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、会員は1の本サービス契約に対し1の個人または法人に限ります。

第5条(契約者回線の終端)

当社は、会員が指定した場所内の建物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

第6条(契約申込手続の特則)

申込者は、当社所定の方法による申込をなし、当社による契約者登録を受けることによって、当社が指定するサービス開始日より本サービスを利用することができます。

第7条(転用申込手続の特則)

NTT西日本が提供する光回線サービス(以下「フレッツ光」といいます。)の契約者がフレッツ光サービスから本サービスへ変更(以下「転用」といいます。)する場合、申込者は以下に同意するものとします。

- (1) NTT西日本が発行する転用承諾番号を当社に提出するものとします。
- (2) 当社は、申込者とNTT西日本の間に締結している転用前のフレッツ光の契約について、解除の通知があつたものとして取り扱い、転用実施日の前日をもって終了する手続きを行います。
- (3) 申込者がフレッツ光の契約における開通工事費用(以下「フレッツ光工事費用」といいます。)を分割払いし、本サービスの契約成立時点においてその支払いを完了していない場合、かかる時点において未払いのフレッツ光工事費用について、当社がNTT西日本に代わって一括で請求し、申込者は、その当該フレッツ光工事費用を当社に支払うものとします。
- (4) NTT西日本が実施していたフレッツ光契約における割引サービスを申込者が利用し、転用時点において、そのフレッツ光契約における割引サービスの最低利用期間に満たない場合、NTT西日本から申込者に違約金の支払い請求はありません。ただし、本サービスの契約終了時点において、フレッツ光の契約期間と本サービスの契約期間とを合わせてもフレッツ光契約における割引サービスの最低利用期間に満たない場合は、かかる時点においての違約金を当社がNTT西日本に代わって請求し、申込者はその当該違約金を当社に支払うものとします。

第8条(契約内容の変更)

会員は、本サービスの契約成立後に本サービスのサービスタイプの住居タイプおよび速度等の契約内容の変更を希望する場合は、当社所定の方法による申込をなし、当社による変更登録を受けることによって、当社が指定する日より利用することができます。

第9条(初期契約解除制度)

1. 会員は、本サービスの契約を締結したときは、電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(電気通信事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社が会員に交付する書面(同条第2項の規定により提供するもの

を含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面を発した場合に限り、電気通信事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、会員が負担するものとします。

2. 初期契約解除は、会員が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
3. 会員は、初期契約解除を行ったときは、その解除までに提供された本サービスの料金(電気通信事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。)、工事費および契約事務手数料以外の料金等の支払いを要しません。

第10条(当社が行う契約の解除の特則)

1. 当社は、第15条の規定によりサービス利用を停止された会員が、なおその事実を解消しない場合には、本サービスの契約を解除することがあります。
2. 当社は、会員が第15条の規定に該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の定めにかかわらず、利用停止をしないで本サービスの契約を解除することがあります。

第11条(オプションサービスの提供)

1. 当社は、第12条、第13条に定めるオプションサービスにかかる契約に基づいて、契約者回線1回線ごとに1のオプションサービス契約を締結します。
2. 会員は、当社所定の方法による申込をなし、当社による登録を受けることによって、別途規定するオプションサービスを当社が指定するサービス開始日より利用することができます。
3. 会員は、オプションサービスを利用するときは、第14条、第15条に規定する条件をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
4. 当社は、前項により申込者が希望したオプションサービスの提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、そのオプションサービスを提供できないことがあります。

第12条(タムネット光 ひかり電話)

会員は、タムネット光 ひかり電話を利用するときは、タムネット光 ひかり電話利用規約の規定に従うものとします。

第13条(タムネット光 リモートサポート)

1. タムネット光 リモートサポートを利用する会員(以下「リモートサポート会員」といいます。)は、次の各号に定める条件に従うものとします。
 - (1)リモートサポート会員自身による利用要請であること

- (2) タムネット光 リモートサポート(以下「本サポート」といいます。)の実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンスまたはプロダクト ID 等の設定情報が用意されていること
 - (3) 本サポートの実施に必要なドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、リモートサポート会員のパソコン等へのインストールに承諾すること
 - (4) リモートサポート会員のパソコン等が使用可能な状態になっていること
 - (5) リモートサポート会員のパソコン等にあらかじめ本サポートの実施に必要なソフトウェア(以下「本ソフト」といいます。)がインストールされていること
 - (6) リモートサポート会員は当社が発行する電子証明書を受領を承諾しオペレータの遠隔操作を承諾すること
 - (7) リモートサポート会員はオペレータの遠隔操作時にオペレータがオペレーションシステムの種類、バージョン、MAC アドレス、CPU 種類、メモリ容量等の本サポートの提供過程において知り得てしまう情報を閲覧することに承諾すること
 - (8) 本サポートのサービス提供を受けている間の IPv6 通信を遮断しないこと
 - (9) リモートサポート会員が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること
 - (10) リモートサポート会員または第三者が、本ソフトの一部機能が有効化されたリモートサポート会員のパソコンと同一 LAN 上に、第三者が所有する機器を接続する場合、リモートサポート会員は第三者に対して、本ソフトにて接続された機器の情報が取得されることについて注意喚起を行い、リモートサポート会員の責任において第三者から同意を得ること
2. リモートサポート会員は、本サポートの利用において次のことを遵守するものとします。
- (1) 当社または第三者の財産権、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと
 - (2) 違法な目的で利用しないこと
 - (3) アクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと
 - (4) 第三者になりすまして利用しないこと
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (6) 当社の設備に無制限にアクセスし、またはその利用者もしくは運営に支障を与える行為をしないこと
 - (7) 同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (8) 当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
 - (9) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、第三者の信用を毀損する行為、当社および第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (10) 本サポートの専用受付番号の適正な管理に努めること
 - (11) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為を行わないこと

3. リモートサポート会員は、前項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
4. 当社は、本サポートについては、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではないため、問い合わせの内容によっては機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対してリモートサポート会員自身で直接問い合わせすることを依頼するに留まる場合があります。これについてリモートサポート会員は同意するものとします。
5. 本サポートにおいて当社がリモートサポート会員に提供する各種ソフトウェア、マニュアル等の一切の物品（以下「提供物」といいます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、NTT 西日本および株式会社オプティム（以下「オプティム」といいます。）または、提供物を製作する上で必要となるソフトウェアの使用をNTT 西日本およびオプティムに対して許可する者に帰属するものとします。
6. リモートサポート会員は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 本サポートの利用以外の目的で使用しないこと
 - (2) 分解、解析、改造、改変、複製等を行わず、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
7. 当社は、リモートサポート会員に対して以下の事項について保証しません。
 - (1) リモートサポート会員からの問い合わせを遅滞なく受け付けること
 - (2) 本サポートのサービス提供をもってリモートサポート会員の問題、課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決法の説明
 - (3) オンラインパソコン教室の内容およびオンラインパソコン教室で提供する講座内容に関するリモートサポート会員の完全な理解
 - (4) オペレータの説明に基づいてリモートサポート会員が実施した作業
8. 当社は、オペレータの説明に基づいてリモートサポート会員が実施した作業、オペレータが実施した遠隔操作、オンラインパソコン教室の実施に伴い生じるリモートサポート会員の被害について、一切の責任を負わないものとします。
9. 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本サポートの提供が困難な不可抗力とみなし、本サポートのサービス規定外とします。
10. リモートサポート会員が本サポートのサービス利用により第三者に対し損害を与えた場合は、当該リモートサポート会員は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
11. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由によって専用電話番号を変更する場合は、あらかじめそのことをリモートサポート会員に通知します。

第14条(サービス提供の中止)

1. 当社は、基本約款第34条に該当したときは、本サービスおよびオプションサービスの提供を中止することがあります。
2. 当社は、前項および基本約款第35条に基づく本サービス提供の中止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返還はしないものとします。

第15条(利用停止)

当社は、本サービスの仕様として定める場合のほか、会員が以下のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1)本サービスが他の利用者に重大な支障を与える態様で使用されたとき
- (2)本サービスが違法な態様で使用されたとき
- (3)前2号のほか、基本約款および本規約の定め違反する行為が行われたとき

第16条(料金の計算方法)

1. 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求します。
2. 別途に定める料金表の基本料金およびユニバーサルサービス料、および別途に定めるオプションサービス基本料金(以下、あわせて「基本料金」といいます。)については、サービス開始日の翌月1日を起算日とし、課金するものとします。ただし、サービス開始日が属する月に契約が終了する場合は、当該会員は1ヶ月分の基本料金を支払うものとします。
3. 会員は、暦月の途中に利用契約を終了する場合であっても、月末日までの基本料金を支払うものとします。
4. 会員の希望により解約日が暦月の途中の場合であっても、契約満了日までの料金をいただきます。
5. 契約終了にあたり、契約者回線設備の撤去工事が必要な場合において、会員の都合により契約終了月の翌月1日までに撤去工事が完了しないときは、会員は撤去工事完了月までの基本料金を支払うものとします。
6. 当社は、申込手続および工事費において、会員の希望により工事着手前に本サービスの契約を解除した場合は申込手続および工事にかかる当該費用を請求しないものとし、すでにその当該料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

第17条(自営端末設備)

1. 会員は、本サービスを利用するために必要となるパソコン等の端末(以下「自営端末設備」といいます。)を自己の費用と責任において準備するものとします。
2. 自営端末設備が端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)および端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合しない場合、当該自営端末設備での本サービスの利用はできないものとします。

第18条(会員の義務・責任)

1. 会員は、自らが所有し、設置・使用する電気通信設備(以下「自営電気通信設備」といいます。)を技術基準および技術条件に適合するように維持するものとします。
2. 会員は、本サービスの契約に基づき当社が設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないものとします。ただし、天災、事変、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときまたは当社が認めるときはこの限りではありません。
3. 会員は、本サービスの契約に基づき当社が設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管するものとします。
4. 会員は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
5. 会員は、本サービスを利用することができなくなったときは、自営端末設備等に故障、不具合のないことを確認の上、当社指定の窓口連絡するものとします。
6. 当社は会員からサービス利用に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。調査の結果、異常の原因が会員の故意または過失による故障であった場合には、その修復に要する費用は会員が負担するものとします。
7. 当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、会員の請求により当社または当社と提携している事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備等にあったときは、その派遣に要した費用は会員が負担するものとします。
8. 第8条または第9条および第10条の規定により本サービスの契約内容が変更または解除となったときは、回線終端装置等の機器について、当社が返還を求める場合、会員は速やかに当社の指示に従い返還するものとします。
9. 前項で定める期限までに当社が設置した回線終端装置等の機器が返還されない場合、当社は当該会員に対し、別途定める購入代金相当額の損害金を請求するものとします。

第19条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

1. 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合またはその他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、会員に、その自営端末設備の接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、会員は正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けるものとします。
2. 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準および技術的条件に適合していると認められないときは、会員はその自営端末設備を契約者回線から取り外すものとします。

第20条(修理または復旧)

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、基本約款第34条の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約にかかるもの 水防機関との契約にかかるもの 消防機関との契約にかかるもの 災害救助機関との契約にかかるもの 警察機関との契約にかかるもの 防衛機関との契約にかかるもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約にかかるもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約にかかるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約にかかるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約にかかるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約にかかるもの 選挙管理機関との契約にかかるもの 新聞社、放送事業者または通信社の機関との契約にかかるもの 預貯金業務を行う金融機関との契約にかかるもの 国または地方公共団体の機関との契約にかかるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

2. 前項に定める新聞社、放送事業者および通信社は以下の基準を備えた機関とします。

区分	基準
1 新聞社	(1) 日刊新聞紙を発行していること (2) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること (3)

	発行部数が、(2)の題号について 8,000 部以上であること
2 放送事業者	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者および同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

3. 当社は、会員から修理、復旧等の工事およびその他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を会員に通知します。
4. NTT 西日本は、電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ない場合または本サービスの提供を継続する上で必要があると判断した場合は、会員に対し直接連絡を行うことがあります。この場合、会員は NTT 西日本の指示に従って対応するものとします。

第21条(責任の制限)

1. 当社は、当社の責めに帰すべき理由により本サービスの提供をしなかったときを除き、本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その会員の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスにかかる基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

第22条(免責)

当社は、本規約等の変更により自営端末設備等の改造または変更を要することとなる場合であっても、その改造または変更に必要な費用については負担しないものとします。

第23条(機器のレンタル)

1. 申込者は、本サービスの利用にあたって別途定める当社指定の機器（以下「機器」といいます。）をレンタル利用することができます。機器をレンタルする場合は、当社所定の手続きにより申し込むものとします。
2. 当社は、前項に定める申込を承諾した場合に、機器を1契約につき1台貸与します。ただし、無線 LAN カードについてはこの限りではありません。
3. 機器をレンタルしている会員（以下「レンタル利用者」といいます。）は、機器のレンタル契約を終了する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとします。
4. 本サービスが終了した場合、同時に機器のレンタル契約も終了するものとします。
5. レンタル利用者は、レンタル契約が終了した場合および機器の交換が必要となった場合は、速やかに利用機器を当社の指示に従い返還するものとします。
6. 前項の定めにかかわらず、レンタル利用者から機器が返還されない場合、当社は、当該レンタル利用者に対し、別途定める購入代金相当額の損害金を請求するものとします。
7. レンタル利用者は、機器を善良なる管理者の注意をもって保管・使用するものとします。
8. レンタル利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 機器を当社の承諾なく申込利用場所以外へ移動すること、および契約者回線以外へ移設すること
 - (2) 機器を日本国外に持ち出すこと
 - (3) 機器を担保に供すること
 - (4) 機器を転貸または売却して第三者に利用させること
 - (5) 機器を分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の原状を変更すること
 - (6) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用权の設定、その他第三者に使用させること
 - (7) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること
9. レンタル利用者は、機器を滅失（盗難による場合を含む。）、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知し、その原因を問わず、別途定める代替機器の購入代金相当額または修理代金相当額の損害金を支払うものとします。
10. 当社は、機器に障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、当社の負担により修理または交換を行います。ただし、障害の発生がレンタル利用者の責に帰すべき事由によるときは、レンタル利用者が実費修理代または代替機器購入代金を負担するものとします。

第24条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

第25条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い、申込者の氏名、住所、電話番号等の個人情報をNTT西日本に開示します。
2. 申込者は、当社がNTT西日本へ開示した個人情報をNTT西日本が記録、保管することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員は、本サービスおよびオプションサービスの提供に不可欠な、当社が業務を委託する他の事業者から請求があったときは、当社が当該会員の氏名、住所および通信履歴等をその事業者に通知または開示する場合があることについて、あらかじめ承諾するものとします。

第26条(法令に規定する事項)

IP通信網サービスの利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

付則

この規約は、2016年1月1日より改定実施します。